

作業料金の改定について（お知らせ）

令和8年4月1日改定

令和7年12月18日

公益社団法人

宮津与謝広域シルバー人材センター

作業料金（配分金単価）の改定について

京都府最低賃金が令和7年11月21日から改定され、1,058円から1,122円と過去最大の64円引き上げられたため、当センターでは下記のとおり令和8年4月1日から作業料金（配分金単価）の改定を行いますのでお知らせします。引上げ率は、6.05%となっています。

改定前・後の額

最低賃金と同様の引上げ率で、全ての作業料金（配分金単価）をスライドして引き上げます。

作業区分	作業料金（配分金単価）改定前 （円/時間）			作業料金（配分金単価）改定後 （円/時間）			引上額 （円）
	税抜き	消費税 （10%）	計	税抜き	消費税 （10%）	計	
草取り・家事援助 屋内外清掃等	963	97	1,060	1,027	103	1,130	70
草刈り・農作業 等	1,172	118	1,290	1,245	125	1,370	80
剪定（雑木）、伐 採等	1,281	129	1,410	1,364	136	1,500	90
剪定（松）・墓掃 除、簡易な大工等	1,390	140	1,530	1,473	147	1,620	90

※利用料金は、上記の作業料金に13%の事務費、及び材料費が加算となります。

※他の作業料金につきましては、別途お問い合わせください。

※自動車、機械等使用材料費の単価については据置きいたします。